

○金融庁告示第 号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十七第一項の規定に基づき、金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき最終指定親会社が最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性の状況を表示する基準（平成三十一年金融庁告示第十号）の一部を次のように改正し、令和三年三月三十一日より適用する。

令和三年 月 日

金融庁長官 氷見野良三

改正後

(連結の範囲)

第三条 外部TLAC比率、最低所要リスク・アセットベースTLAC比率及び最低所要総エクスポージャーベースTLAC比率は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下において「連結財務諸表規則」という。）の規定により作成した国内処理対象最終指定親会社の連結財務諸表に基づき算出するものとする。ただし、国内処理対象最終指定親会社が銀行又は銀行法第五十二条の二十三第一項第一号から第十号まで若しくは第十二号に掲げる会社（以下「金融子会社」という。）を子会社としている場合における当該子会社については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定は、適用しないものとする。

2|| 前項本文の規定にかかわらず、最終指定親会社が指定国際会計

基準（連結財務諸表規則第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。第六条第二項において同じ。）に基づき連結財務諸表の作成を行っている場合には、当該連結財務諸表に基づき外部TLAC比率、最低所要リスク・アセットベースTLAC比率及び最低所要総エクスポージャーベースTLAC比率を算出することができる。この場合において、当該連結財務諸表にかかわらず、金

改正前

(連結の範囲)

第三条 外部TLAC比率、最低所要リスク・アセットベースTLAC比率及び最低所要総エクスポージャーベースTLAC比率は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下この項並びに第六条第一項及び第二項において「連結財務諸表規則」という。）の規定により作成した国内処理対象最終指定親会社の連結財務諸表に基づき算出するものとする。ただし、国内処理対象最終指定親会社が銀行又は銀行法第五十二条の二十三第一項第一号から第十号まで若しくは第十二号に掲げる会社（第六条第二項において「金融子会社」という。）を子会社としている場合における当該子会社については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定は、適用しないものとする。

「項を加える。」

融子会社については、連結の範囲に含めるものとする。

3|| 前項の規定にかかわらず、国内処理対象最終指定親会社が保険会社（保険業法（平成七年法律第五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。）、少額短期保険業者（同条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。）若しくはこれらに準ずる外国の法人又はこれらの子会社等を子会社等としている場合における当該子会社等（以下「保険子会社等」という。）及び関連する国内処理対象最終指定親会社グループに含まれない子会社等については、連結の範囲に含めないものとする。

4|| 「略」

（連結の範囲）

第六条 「略」

2|| 前項本文の規定にかかわらず、最終指定親会社が指定国際会計基準に基づき連結財務諸表の作成を行っている場合には、当該連結財務諸表に基づき内部T L A C額及び最低所要内部T L A C額を算出することができる。この場合において、当該連結財務諸表にかかわらず、金融子会社については、連結の範囲に含めるものとする。

3|| 「略」

附則

2|| 前項の規定にかかわらず、国内処理対象最終指定親会社が保険

会社（保険業法（平成七年法律第五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。）、少額短期保険業者（同条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。）若しくはこれらに準ずる外国の法人又はこれらの子会社等を子会社等としている場合における当該子会社等（第六条第二項において「保険子会社等」という。）及び関連する国内処理対象最終指定親会社グループに含まれない子会社等については、連結の範囲に含めないものとする。

3|| 「同上」

（連結の範囲）

第六条 「同上」

「項を加える。」

2|| 「同上」

附則

(米国式連結財務諸表による連結財務諸表を作成している最終指定親会社への経過措置)

第二条 第三条第一項本文及び第六条第一項本文の規定にかかわらず、最終指定親会社が米国式連結財務諸表(米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法により作成した連結財務諸表をいう。)の作成を行っている場合には、当分の間、当該米国式連結財務諸表に基づき外部T L A C比率、最低所要リスク・アセットベースT L A C比率及び最低所要総エクスポージャーベースT L A C比率並びに内部T L A C額及び最低所要内部T L A C額を算出することができる。この場合において当該米国式連結財務諸表にかかわらず金融子会社については、連結の範囲に含めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、保険子会社等については、連結の範囲に含めないものとする。

第三条(第八条) 「略」

備考 表中の「」の記載は注記である。

「条を加える。」

第二条(第七条) 「同上」